

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
計 画 主 体	長野県 安曇野市

安曇野市鳥獣被害防止計画 (令和2年度～令和4年度)

<連絡先>

担 当 部 署 名	農林部 耕地林務課・農政課
所 在 地	長野県安曇野市豊科 6000 番地
電 話 番 号	0 2 6 3 - 7 1 - 2 4 3 2
F A X 番 号	0 2 6 3 - 7 1 - 2 5 0 7
メールアドレス	kouchirinmu@city.azumino.nagano.jp

安曇野市鳥獣被害防止計画 目次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	2
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	2
(1)被害の現状	2
(2)グラフに見る被害の現状	3
(3)被害の傾向	4
(4)被害の軽減目標	4～5
(5)従来講じてきた被害防止対策	5
(6)今後の取組み方針	6
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	7
(1)対象鳥獣の捕獲体制	7
(2)捕獲の現状	7
(3)グラフに見る捕獲の現状	8
(4)その他捕獲に関する取組み	9
(5)対象鳥獣の捕獲計画	9～10
(6)許可権限委譲事項	10
4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項	11
(1)侵入防止柵の整備計画	11
(2)環境づくりへの取組み	11
(3)その他被害防止に関する取組み	11
5. ツキノワグマ・イノシシ等による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、 又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	12
(1)関係機関等の役割及び緊急時の連絡体制	12
6. 被害防止策の実施体制に関する事項	13
(1)被害防止対策協議会に関する事項	13
(2)関係機関に関する事項	13
(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項	14
(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項	14
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	14
8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	14
[参考資料]	
資料1 獣害防護柵設置位置図（平成30年度現在）	15
資料2 安曇野市有害鳥獣対策協議会設置要綱	16～17

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	獣類：ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン 鳥類：サギ類（アオサギ、ゴイサギ、ダイサギ）、カワウ、 カラス類（ハシボソガラス・ハシブトガラス）、ヒヨドリ、ムクドリ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	安曇野市全域

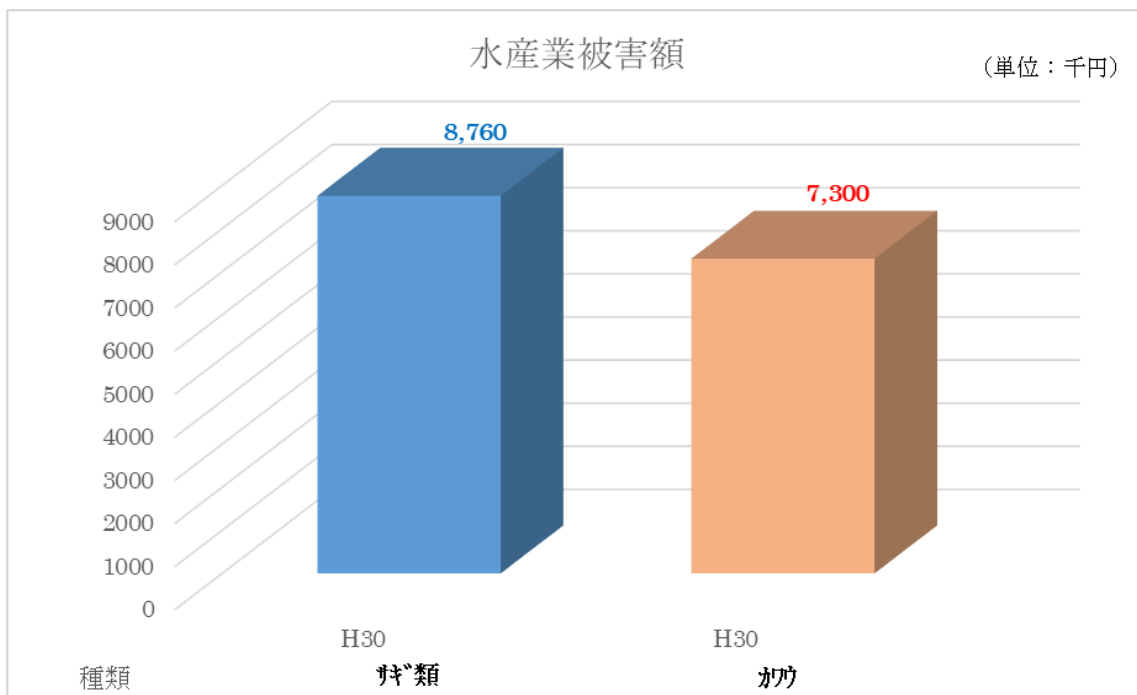
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

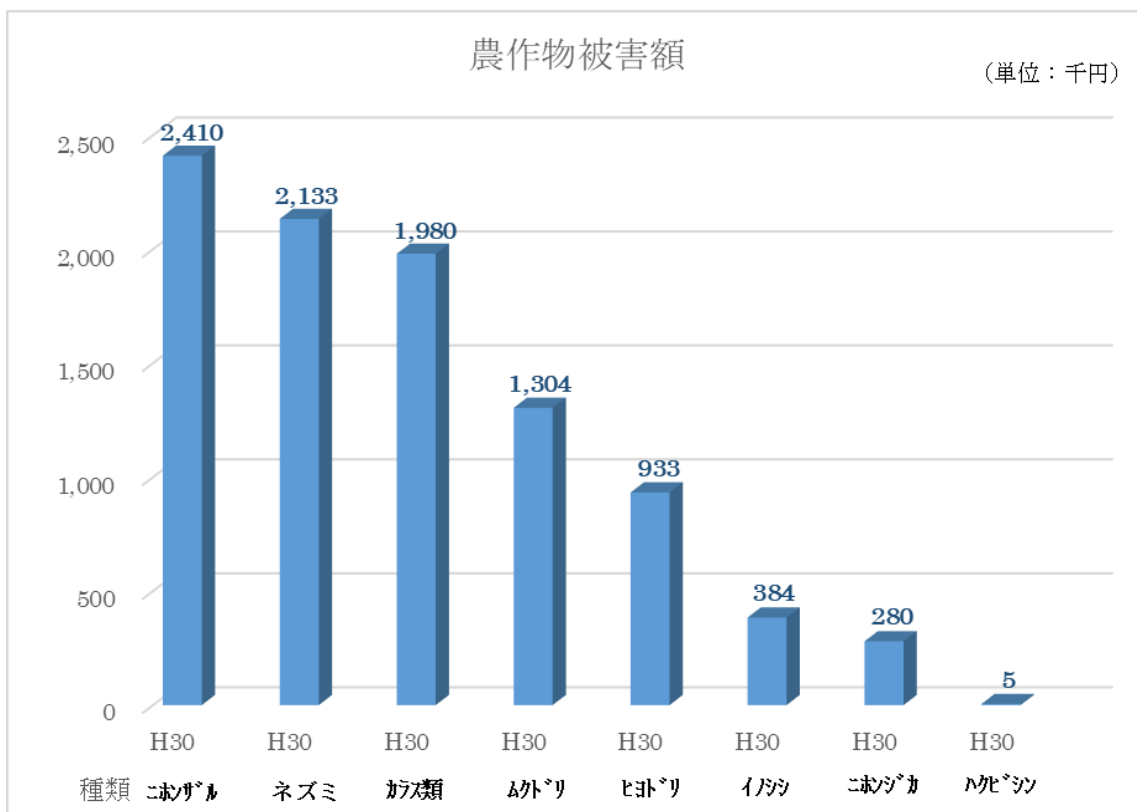
鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額（千円）	面積（ha）・量（t）
サギ類	淡水魚他	8,760	14.6t
被害数値の設定根拠	被害金額については市内で確認された営巣数を基に算出		
カワウ	淡水魚他	7,300	12.2t
被害数値の設定根拠	被害金額については市内河川で確認された羽数を基に算出		
カラス類	果樹、野菜、稲	1,980	0.50ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ヒヨドリ	果樹	933	0.14ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ムクドリ	果樹	1,304	0.20ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ニホンザル	果樹、野菜、稲	2,410	0.60ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ニホンジカ	果樹、野菜、稲	280	0.10ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ネズミ	果樹他	2,133	0.33ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
イノシシ	果樹、野菜、稲	384	0.27ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ハクビシン	野菜	5	0.01ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		

(2) グラフに見る被害の現状

① 水産業被害



② 農作物被害



(3) 被害の傾向

有害鳥獣による農水産物の被害は、鳥類では犀川付近の河川におけるカワウやサギ類による被害、さらに果樹地帯においてはカラス類やムクドリ・ヒヨドリ等による被害、獣類では西山地域におけるニホンザルによる被害、東山地域においてはニホンジカ・イノシシを中心とした被害が多く発生している状況です。

未然の防止対策のひとつとして、平成23年度から段階的に国の交付金を活用して広域獣害防護柵の設置を進め、西山地域では松本市梓川境の三郷南小倉地区から穂高地域境の堀金岩原地区まで、東山地域では平成29年度に明科上押野地区(天王原)へ設置し、市内8地区(9箇所)・総延長20.6kmとなっています。

市内の西山地域(穂高、三郷および堀金地域)においては、広域獣害防護柵の未設置地域(穂高地域)や、柵を延長できない河川および交差する幹線道路などの開口部を通じて、ニホンザルが年間を通じて里に出没している状況です。農作物への被害とともに、民家の屋根へ登り瓦をはがしたり、民家の窓や倉庫のシャッターを自ら開け入り込み糞をしたり、食物を物色するなどの環境被害も聞かれました。また、ツキノワグマによる養蜂箱(ミツバチ)への被害や、イノシシはミミズを食べる習性があるため、ゴルフ場の芝を掘り返すといった農作物以外での被害も聞かれました。

三郷地域を中心とした果樹地帯では、カラスなどの鳥害による被害も聞かれ、ほ場付近の電線に複数羽でとまり、収穫時期のリンゴやモモの実を突くなどの農作物への被害が聞かれました。

市内の東山地域(豊科、明科地域)においては、ニホンジカを中心に果樹、野菜を食べられたり、イノシシを含め農地を掻き回される等の被害が聞かれました。

また地域を問わず平地においては、ハクビシンなどの小型有害獣が出没し、家庭菜園などの野菜への被害が発生しています。

被害防止対策については、野生鳥獣を誘引する農作物の排除が効果的といわれていますが、実際問題として非常に困難であることから、集落(地区)ぐるみによる広域獣害防護柵をさらに延長するとともに、個人による防止対策(侵入防止柵、侵入防止装置)への補助およびロケット花火による追払いなど、有効な未然の防止対策を組み合わせ、さらに駆除・捕獲等により個体数調整を行っているところです。

犀川周辺を中心とした河川においては、カワウ・サギ類による漁業被害があり、捕獲等の対策を講じているところです。サギ類は穂高地域三角島、カワウはねぐらを兼ねたコロニー(集団繁殖地)が生坂ダム湖にあり、市域の枠を越え被害が拡大していることが特徴です。

(4) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値(平成30年度)		目標値(令和4年度)	
	金額(千円)	面積(ha)・量(t)	金額(千円)	面積(ha)・量(t)
サギ類	8,760	14.6t	7,008	11.68t
カワウ	7,300	12.2t	5,840	9.76t
カラス類	1,980	0.50ha	1,584	0.40ha
ヒヨドリ	933	0.14ha	746	0.11ha
ムクドリ	1,304	0.20ha	1,043	0.16ha
ニホンザル	2,410	0.60ha	1,928	0.48ha

ニホンジカ	280	0.10ha	224	0.08ha
ネズミ	2,133	0.33ha	1,706	0.26ha
イノシシ	384	0.27ha	307	0.22ha
ハクビシン	5	0.01ha	4	0.01ha

(5) 従来講じてきた被害防止対策（平成29年度～平成31年度）

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	① 市猟友会による有害鳥獣捕獲の実施	・捕獲計画を基に市猟友会では定期及び臨時駆除等を実施し被害防止対策を講じ一定の成果を上げてきたが、市町村界を跨ぎ移動する鳥獣に対して隣接市町村との連携駆除体制の構築が必要。
	② カラス用大型捕獲檻の設置 固定式檻：4基	・固定檻での捕獲を実施し一定の成果を上げているが、檻の増設を行うためには用地の確保が必要となり、また、餌などの臭気問題や隣接農家及び近隣住民の理解が必要となる。
防護柵の設置等に関する取り組み	① 国の交付金を活用した広域獣害防護柵の設置 構造：金網柵 設置地区：H29明科上押野・天王原(1,100m) 市内8地区総延長：20,600m	・連続した、広域獣害防護柵の設置が必要なため、設置を予定する集落(地区)への提案および同意。 ・設置途中で横断する、開口部(河川、道路)への対策。
	② 個人での侵入防止柵・侵入防止装置 設置に対する補助 侵入防止柵：電気柵、金網柵およびネット柵 侵入防止装置：電子防鳥機 大型回転体 鳥獣駆逐装置	・「自らの農地は自ら守る」という個々の有害鳥獣に対する意識高揚。
	③ 集落(地区)ぐるみによる有害鳥獣の追払い	・集落(地区)毎の、有害鳥獣対策への意識の相違。
	④ 広域獣害防護柵の設置に付帯した緩衝帯整備の再整備実施 整備地区：H29三郷南小倉(2.4ha) H30三郷北小倉、堀金田多井・岩原(11.5ha)	・藪等の面積が広大であり、整備後数年でまた藪になるため、整備後の定期的な再整備が必要。
	⑤ モンキードッグ事業への支援 実施集落(地区)：穂高牧、小岩嶽 堀金岩原	・サル出没時のタイムリーな追払い。 ・犬による追払いの、市民への啓発。
	⑥ 有害鳥獣対策強化月間(11月)の取り組み 広報紙、ホームページへの掲載	・個々の自主的な防止対策および更なる環境づくりが必要。

(6) 今後の取組み方針（令和2年度～令和4年度）

- カワウ・サギ類：ニジマス等の稚魚の河川放流にあわせて銃による捕獲を実施するなど駆除・捕獲を中心に強化を図ることが必要であると考えます。また、営巣地を含め行動範囲が広域に渡ることから、専門家・県の指導・指示を得ながら、漁協関係者を含めた協議の場で市域の柵を越え防止・捕獲対策を検討します。
- カラス類・ヒヨドリ・ムクドリ：三郷地域などの果樹地帯を中心に、被害が多く聞かれている状況から、的確な農作物被害の状況を把握するとともに、個人で防止する侵入防止柵（ネット柵等）や侵入防止装置への補助を継続し、農家の負担を軽減します。また、駆除・捕獲では銃による一斉捕獲を猟友会の支部ごとに実施するとともに、捕獲檻による捕獲も実施します。さらに、被害が市域の柵を越え広域に渡ることから、県の指導・指示を得ながら、市域の柵を越え防止・捕獲対策を進めていきます。
- ニホンザル：西山（穂高・三郷・堀金）地域において被害が聞かれるため、未然の防止対策として、今後も集落（地区）ぐるみで広域獣害防護柵の設置を進めるとともに、まとまった圃場を囲い込むグループ柵、個人の圃場を囲う柵など、多様な柵の設置を推進し、柵の未設置地域など出没が多いエリアでは、複合対策としてモンキー犬による追払い、ロケット花火やエアガンを使用した威嚇など集落と一体になった対策を進めます。また、駆除・捕獲対策として、群れの数や頭数を把握し、箱檻を仕掛け、個体数に見合った捕獲を実施します。
- ニホンジカ・イノシシ：東山（豊科・明科）地域を中心に被害が聞かれるため、個人で防止する侵入防止柵（電気柵等）や侵入防止装置への補助を継続するとともに、集落（地区）の要望を聞きながら、西山地域同様に広域獣害防護柵の設置・提案を検討します。また、既に防護柵の設置されている豊科田沢、大口沢および明科中村地区にあっては、柵に並行してくくり罠を設置するなど駆除・捕獲対策を進めます。
- ツキノワグマ：東、西山地域を問わず広範囲に渡り被害が聞かれます。山でのドングリなどツキノワグマの好物とされるエサの周期的な豊作・不作によっても出没状況は異なりますが、他獣類と比較し里で出没が確認された場合には、人的被害が懸念されます。そのため防止対策にあたっては、出没エリアとなる開口部が特定できるように、さらに広域獣害防護柵の設置を中心に進めます。また、出没エリアを狭めることにより、駆除・捕獲ポイントを特定し大きな被害に繋がらないよう対策を進めます。
- ハクビシン：中・大型獣とは違い、平坦な街中など人家の周辺で家庭菜園などの農作物への被害が多く聞かれます。的確な農作物被害の状況を把握するとともに、「自らの農地は自ら守る」という観点から、被害住民の敷地内であれば狩猟免許がなくても申請により檻設置が可能のため、箱檻の貸出しを行うなど有害獣に対する啓発を図ります。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

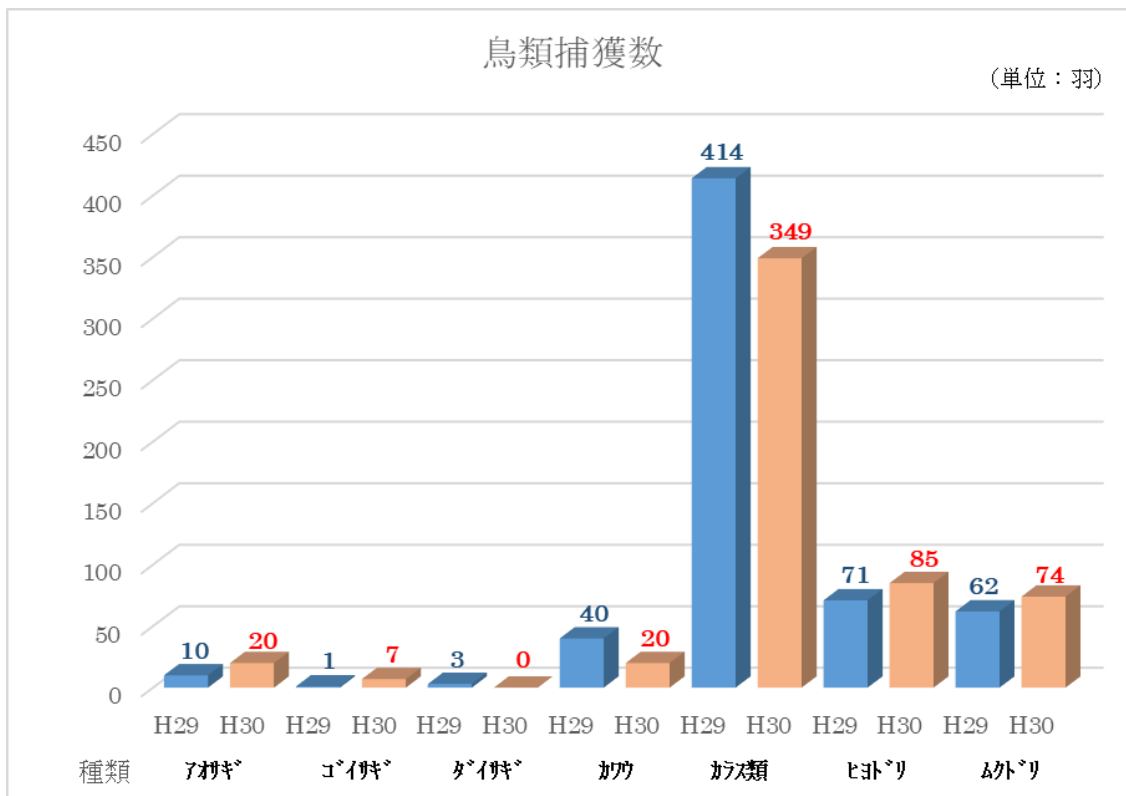
捕獲については、市猟友会と委託契約を締結し、市内5地域にある猟友会支部が地域ごと、各支部単位で農作物被害等が発生した都度、又は定期的に捕獲を実施する。捕獲体制については、市が全体の許可を受け、各支部の会員が各地区の駆除班の従事者となる。このため、捕獲事業については各猟友会・実施隊が主体となり、それぞれ地域の実情に合わせて実施することになる。

(2) 捕獲の現状（平成29年度～平成30年度）

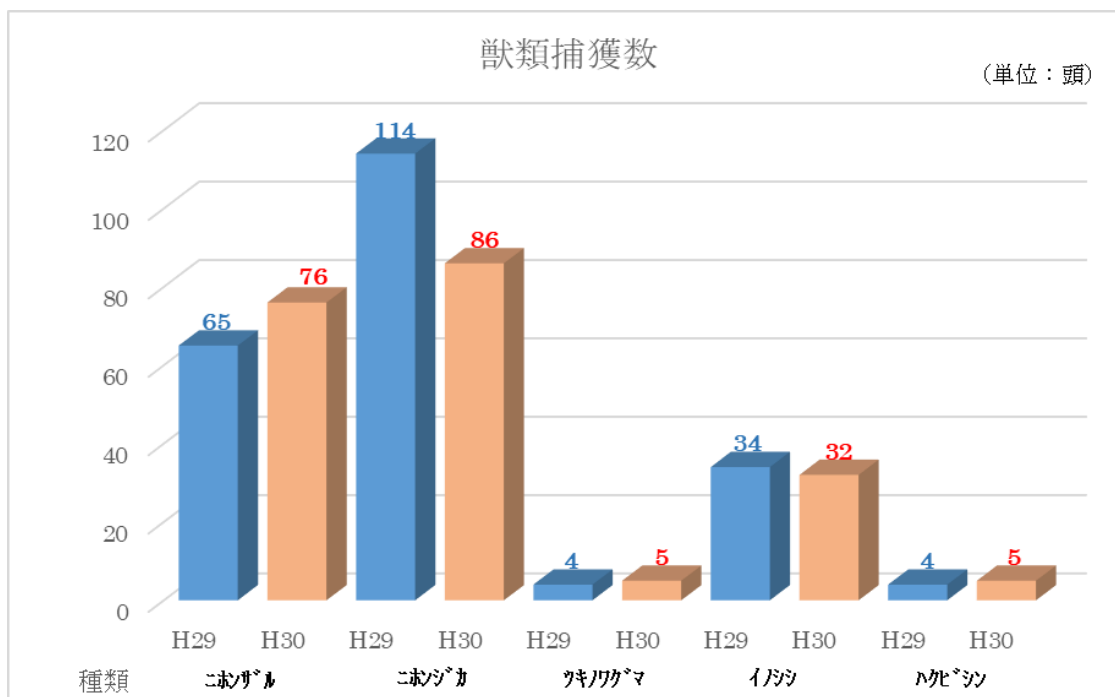
鳥 獣 名	捕獲頭羽数		合 計
	平成29年度	平成30年度	
鳥 類			
ア オ サ ギ	10	20	30
ゴ イ サ ギ	1	7	8
ダ イ サ ギ	3	0	3
カ ワ ウ	40	20	60
カ ラ ス 類	414	349	763
ヒ ヨ ド リ	71	85	156
ム ク ド リ	62	74	136
獣 類			
ニ ホ ン ザ ル	65	76	141
ニ ホ ン ジ カ	オス・28	オス・27	オス・55
	メス・86	メス・59	メス・145
ツ キ ノ ワ ゲ マ	4	5	9
イ ノ シ シ	34	32	66
ハ ク ビ シ ン	4	5	9

(3) グラフに見る捕獲の現状

① 鳥類捕獲数



② 獣類捕獲数



(4) その他捕獲に関する取組み

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
R O 2 ～ R O 4	カラス類	大型捕獲檻修繕（1基/年）
	ニホンザル他 有害鳥獣	狩猟免許の取得支援 射撃場施設整備による捕獲技術の高度化支援

(5) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>ニホンザルについては特定鳥獣保護管理計画に基づき各群の生息状況、被害状況、ロケット花火、エアガン、モンキードッグ等による追払い効果などを踏まえ捕獲数を決定する。</p> <p>ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシについても、特定鳥獣保護管理計画に基づき被害状況等を考慮して、必要な捕獲を行う。</p> <p>その他獣類、鳥類に関しても正確な生息数の把握ができていないため、前年度の捕獲数と被害状況等を勘案し決定する。</p>

対 象 鳥 獣	捕獲実績	捕 獲 計 画 数 等		
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ア オ サ ギ	20	60	60	60
ゴ イ サ ギ	7	20	20	20
ダ イ サ ギ	0	10	10	10
カ ワ ウ	20	30	30	30
カ ラ ス 類	349	1,000	1,000	1,000
ヒ ヨ ド リ	85	120	120	120
ム ク ド リ	74	160	160	160
ニ ホ ン ザ ル	60	150	150	150
ニ ホ ン ジ カ	86	120	120	120
ツ キ ノ ワ グ マ	5	必要数	必要数	必要数
イ ノ シ シ	32	50	50	50
ハ ク ビ シ ン	5	30	30	30

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>ツキノワグマについての捕獲は原則として箱檻により実施する。</p> <p>ニホンザル、イノシシ、ニホンジカについては銃、わなにより実施する。また、電気牧柵等を整備した周囲にわなを設置するなどし、効率よく捕獲する。</p> <p>その他の獣類については原則として小型箱檻、くくりわなにより実施する。</p> <p>鳥類については銃による一斉捕獲を実施する。なお、カラス類については、被害の多く発生している市内4箇所に大型捕獲檻を設置し捕獲を実施する。</p> <p>捕獲時期及び捕獲予定場所については被害発生場所を確認し、より効果的な場所において捕獲を実施する。</p>

(6) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣
—	—

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン	電気柵+金網柵 2,000m	電気柵+金網柵 2,000m	電気柵+金網柵 2,000m

(2) 環境づくりへの取組み

餌になるものを放置すると、有害鳥獣が集落（地区）に出没しやすくなるとともに、個体数も増加し、農作物等への被害につながります。

鳥獣を集落（地区）や農地に近づけないためには、有害鳥獣が出没しにくい「環境づくり」に取り組むことが大切です。

安曇野市では、市を含めた松本広域圏の市村（3市5村）で組織する「松本広域鳥獣被害防止総合対策協議会」を通し、継続した鳥獣被害対策に努めます。

年度	対象鳥獣	取組内容
RO2 ～ RO4	有害鳥獣	有害鳥獣が出没しにくい環境づくり推進月間の推進（11月） (適期収穫、廃果処理の徹底) ・果樹や野菜等の農地への放置 ・生ゴミの農地への廃棄 ・庭のカキ等を収穫しないことによる無意識による間接的な餌付けをなくす。

(3) その他被害防止に関する取組み

年度	対象鳥獣	取組内容
RO2 ～ RO4	ニホンザル ツキノワグマ	緩衝帯整備事業による除間伐 モンキードッグによる追払い 追払い用品資材等の購入 サル出没情報システム(GPS)の導入

5. ツキノワグマ、イノシシ等による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割及び緊急時の連絡体制

◎緊急時は、下記の関係機関が相互に連絡を取り被害防止に努める。

【安曇野市・安曇野市教育委員会】

【関係機関】

農林部耕地林務課
(Tel71-2432)
緊急時：巡回・広報・関係機関との連絡調整
平常時：情報収集

安曇野警察署生活安全課
(Tel72-0110)
緊急時：巡回・広報
平常時：情報収集

総務部危機管理課
(Tel71-2119)
緊急時：防災無線およびメール配信等を利用した市民への周知
平常時：情報収集

安曇野市猟友会
穂高支部長(兼猟友会長)
豊科支部長・三郷支部長
堀金支部長・明科支部長
緊急時：捕獲及びわなの設置
平常時：情報収集

福祉部子ども支援課
(Tel71-2256)
緊急時：関係機関との連絡調整
平常時：情報収集

長野県松本地域振興局林務課林務係
(Tel40-1926)
緊急時：捕獲の許可
平常時：情報収集

教育部学校教育課
(Tel71-2460)
緊急時：関係機関との連絡調整
平常時：情報収集

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	安曇野市有害鳥獣対策協議会	
構成機関の名称 担当部署・連絡先	役 割	
① あづみ農協 農業企画課・Tel72-2933	被害状況把握 被害農家との連絡調整	
② 松本ハイランド農協 川手地区営農センター・Tel62-4912	被害状況把握 被害農家との連絡調整	
③ 安曇野市猟友会 事務局・Tel71-2433	被害状況把握、情報提供 有害鳥獣捕獲及び追払い	
④ 安曇野市農業委員 事務局(農業委員会)・Tel71-2497	農地及び農業問題の 有識者	
⑤ 鳥獣保護管理員	被害状況、生息状況把握お よび指導、情報提供	
⑥ 松本広域森林組合 あづみ支所・Tel77-2413	被害状況把握、技術の伝達 情報提供	
⑦ 犀川漁業協同組合 Tel62-2022	被害状況把握、情報提供 連絡調整	
⑧ 各地域鳥獣害対策委員会	被害状況把握、情報提供	
⑨ 安曇野ドッグスクール Tel83-4621	技術の伝達、情報提供 有害鳥獣追払い	
⑩ モンキードッグ管理者	有害鳥獣追払い、情報提供	
⑪ 安曇野市農林部 耕地林務課林務担当・Tel71-2432	事務局	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
信州大学農学部	鳥獣の生息、被害防止対策などのアドバイザー、学習放獣の実施
野生生物資料情報室	鳥獣の生息、被害防止対策などのアドバイザー
野生鳥獣被害対策松本地方部	鳥獣の生息、被害防止対策などのアドバイザー、被害集落の被害防除支援
その他、必要に応じ鳥獣対策アドバイザーを置く	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年12月28日設置
安曇野市役所職員および安曇野市猟友会員

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則埋設及び焼却とし一部（ニホンジカ、イノシシ）は自家消費もある。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品としての利用が可能と考えられるイノシシやニホンジカだが、過去の捕獲推移から見ても頭数も少なく安定的に供給することが困難である。そのため、市独自で施設を運営し採算ベースに乗せることは難しい。また、駆除業務と兼ねる作業となる事から、捕獲された後に適正な状態で加工施設に輸送することに対して要する人員の確保も難しく、広域的な視点からの輸送手段の構築や加工施設等の整備が必要となる。このため、松本地域の市村での共通課題として検討して行くことが必要である。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

～里に近づけないための取組み～

- ① 果樹等の農地への放置、生ゴミの農地への廃棄、庭の柿等を収穫しないことによる無意識による間接的な餌付けをなくす。
- ② 緩衝帯整備の実施によるバッファゾーンの形成。
- ③ 廃農地の解消、空き家の適切な管理。
- ④ 市民による自己防衛の強化。

～長期的な取組み～

- ① 鳥獣害による過去のデータを蓄積し、関係部署が連携し被害対策を講じる。